

## 公 告

### 南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び南三陸町建設工事執行規則（平成 17 年南三陸町規則第 42 号）第 6 条の規定により公告する。

平成 25 年 8 月 12 日

南三陸町長 佐 藤 仁

#### 1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 23 国災道 045
- (2) 工事名 平成 25 年度 一級町道細浦線外 4 路線道路災害復旧工事
- (3) 工事場所 宮城県本吉郡南三陸町志津川字蛇王外地内
- (4) 工期 契約の日から平成 26 年 1 月 31 日まで
- (5) 工事概要 表層工 L=1875m<sup>2</sup> 、ガードレール設置 L=283m
- (6) 支払条件 前払、完成払の 2 回とする。

#### 2 入札参加資格

- (1) 南三陸町内に本社、支店、営業所等(支店、営業所等の場合は、本社から委任を受け、南三陸町入札参加者として登録のあること。)のいずれかを有し、南三陸町建設工事執行規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 23 に規定する経営事項審査における舗装工事の総合評定値(同法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値をいう。)が 500 点以上で、かつ、1 級技術者が 1 名以上であること。
- (3) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けていること。
- (4) 「東日本大震災の被災地における建設工事の技術者の専任に関わる当面の取り扱いについて」による。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しないものであること。
- (6) 南三陸町入札参加業者指名停止要領(平成 17 年南三陸町訓令第 37 号)に基づく指名停止を受けている期間でないこと。

### 3 入札手続き等

#### (1) 入札参加申請書類の交付等

##### ア 交付期間

平成 25 年 8 月 12 日（月）から平成 25 年 8 月 16 日（金）までの期間の午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後 1 時までの時間帯を除く。）

##### イ 交付場所

南三陸町役場建設課 閲覧所

#### (2) 設計図書の閲覧

##### ア 閲覧期間

平成 25 年 8 月 12 日（月）から平成 25 年 8 月 26 日（月）までの期間の午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後 1 時までの時間帯を除く。）

##### イ 閲覧場所

南三陸町役場建設課 閲覧所

##### ウ 質問

設計図書に質問がある場合は、備え付けの質問書に記入し、平成 25 年 8 月 21 日（水）までに南三陸町役場建設課へ提出すること。

##### エ 回答

平成 25 年 8 月 23 日（金）午前 9 時から午後 5 時までの間、南三陸町役場建設課閲覧所における閲覧による。

##### オ 交付

貸出しによる。ただし、貸出しの時間は 2 時間以内とする。

#### (3) 入札執行の日時及び場所

##### ア 日時

平成 25 年 8 月 28 日（水）午前 10 時 30 分から

##### イ 場所

南三陸町役場二階 大会議室

### 4 入札参加者資格の承認申請

#### (1) 申請書類

入札に参加するものは、次に掲げる書類を正副 2 部（⑥を除く。）提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

- ① 制限付き一般競争入札参加申請書
- ② 建設業法第 3 条第 1 項に係る許可の写し
- ③ 類似工事の施工実績調書

- ④ 配置予定の技術者に関する調書
- ⑤ 最新の総合評定通知書の写し
- ⑥ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（1通）

（2）受付期間及び場所

ア 期間

平成 25 年 8 月 12 日（月）から平成 25 年 8 月 16 日（金）までの期間の  
午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後 1 時までの時  
間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町役場建設課

- （3）入札参加有資格者については、申込みのあった者に参加資格の有無について通  
知する。
- （4）入札参加有資格者と認められなかった者は、その理由について担当課へ書面で  
問い合わせすることができる。

5 入札方法等

- （1）電報及びファクシミリその他の電気通信による入札は認めない。
- （2）入札金額の記載に当たっては、入札書に記載した金額の 100 分の 5 に相当する  
額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り  
捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課  
税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を  
入札書に記載すること。
- （3）地方自治法施行令第 167 条の 8 第 3 項の規定による再度の入札は、2 回に限り  
これを行うものとする。

6 入札保証金

免除する

7 入札の無効等

- （1）正当な理由なく所定の時刻までに入札の会場に入れなかつた者は、失格とする。
- （2）この公告に示した入札並びに南三陸町財務規則及び南三陸町建設工事執行規則  
の規定に違反した者の入札は、無効とする。
- （3）委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

## 8 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札をしたものとする。
- (2) 最低制限価格を設定することとし、当該最低制限価格より低い価格の入札をした者は、失格とする。
- (3) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することができる。

## 9 契約保証金

落札者は、南三陸町建設工事執行規則第 22 条の規定により、請負金額の 100 分の 10 以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第 23 条第 1 項の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除できるものであること。

## 10 その他

その他の不明な点については、南三陸町役場建設課担当に照会すること。

南三陸町役場建設課

担当 清水 昭洋

電話 0226-46-1377 (直通)

FAX 0226-46-4557